

令和 8 年度 学習者用端末(Chromebook)の貸与及び申請書等 ご提出に関する重要なお知らせ

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

豊見城市教育委員会では、GIGA スクール構想第 2 期に伴う端末更新にあわせ、「学習者用端末管理要項」の改訂を行いました。これに伴い、本校におきましても、生徒の安全で適切な端末利用および管理体制の強化のため、保護者の皆様に管理責任への同意をいただいた上で端末の貸与を行う運用へと変更いたします。

つきましては、添付書類を確認いただき、下記の手順にて「申請書」の提出および同意手続きをお願いいたします。

記

1 本案内に合わせて、以下の 2 つの資料を配布しております。提出前に必ず一読ください。

(1)学校教育において利用するアプリケーション・クラウドサービスについて

Google Cloud、各種 CBT・AI ドリル、ならびに今回新たに追加された対話型生成 AI(Google Gemini)等の利用目的やデータの安全性に関する説明資料です。

(2)学習者用端末貸与申請書(様式第 1 号)

端末を貸与するにあたっての遵守事項(8 項目)および損害賠償事由(5 項目)が記載された同意・申請書です。

2 今回の要項改訂に伴う主な変更点

(1)保護者への貸与への変更

端末の善良なる管理責任を明確にするため、これまでの生徒本人への貸与から「保護者への貸与」に変更となります。

(2)端末と使用者の紐づけ

破損・紛失等の早期把握と適切な管理のため、在学期間中は同一の端末を指定して使用します。

(3)破損・紛失時の迅速な報告

破損や紛失が発生した場合、破損等から 1 か月以内に「端末亡失・損傷届(様式第 4 号)」の提出が必要です。

(1 か月以上報告がない場合、故意・重過失でなくとも弁償責任が発生する場合があります)

3 回答・提出方法(いずれかの方法で提出ください)

以下の【方法 A】または【方法 B】のいずれかの方法で、期日までに回答・提出をお願いいたします。

【方法 A】Google フォーム(オンライン)で提出・同意する場合

下記 QR コードまたは URL より「端末貸与申請フォーム」にアクセスし、必要事項の入力および遵守事項・損害賠償事由へのチェック同意を行ってください。(紙の申請書のご提出は不要となります)



【回答フォーム URL】

<https://forms.gle/L1VXy1FcgSrFeyw48>

※フォーム内にて「アプリケーション・クラウドサービス利用」および「貸与・遵守事項・損害賠償事由」の全項目への同意確認を行います。

【方法 B】紙の申請書で提出する場合

同封の「(様式第 1 号)学習者用端末貸与申請書」に必要事項(申請日、保護者名、生徒名、続柄)を記入のうえ、遵守事項および損害賠償事由の口欄すべてに☑(チェック)を記入し、学級担任へ提出ください。

4 提出期限 令和8年10月9日(金)まで

5 問い合わせ先 豊見城市立豊崎中学校 教頭/情報教育担当

学校教育において利用するアプリケーション・クラウドサービスについて

1 各種サービスに提供される情報について

豊見城市教育委員会にて発行される **Google** アカウントと各種サービスを連携して円滑な学習環境を提供します。

① **Google** 社提供サービスにて主に利用する情報

- ・児童生徒名（アカウント名に利用します）
- ・提供サービス上で作成した学習成果物

② **Google** 社以外の提供サービスにて主に利用する情報

- ・**Google** アカウント情報及び **Google** 上の学習成果物
- ・提供サービス上で作成した学習成果物

2 アプリケーション・クラウドサービス一覧

N o	アプリケーション・クラウドサービス名	提供元	備考
1	Google cloud	Google 社	Google 社が提供する Google アプリケーションやクラウドサービス全般※ ※本市においては GoogleGIGA ライセンス（Education ライセンス）を契約している為、児童生徒が入力した情報が Google 社に学習されることはありません。
2	MEXCBT	文部科学省	CBT 試験にて利用するクラウドサービス
3	まなびポケット	NTT ドコモビジネス株式会社	CBT 試験にて利用するクラウドサービス
4	デジタル教科書	東京書籍、帝国書院、三省堂等	デジタル教科書提供の教科書会社
5	ミライシード	株式会社ベネッセコーポレーション	AI ドリル教材提供のクラウドサービス
6	Google Gemini	Google 社	対話型生成 AI サービス。授業での探究学習、文章校正、情報モラル教育（AI の特性理解）等で利用。※Education ライセンスのもと、入力データが AI の再学習に使用されることはありません。

(様式第 1 号)

申請日： 令和 年 月 日

申請者名（保護者名）： _____

児童生徒名： _____

続柄： _____

学校長 様

学習者用端末貸与申請書

学習者用端末の貸与を受けたいため、下記遵守事項及び損害賠償事由に同意し、学習者用端末（chromebook）の貸与を申請します。

記

1 在学

豊見城市立豊崎中学校

2 貸与を受ける期間（入学時申請の場合は 4 月 1 日 と記載してください。）

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 在学している期間

3 遵守事項

以下事項を確認し、□欄に☑を付けてください。

- ☐ 貸与端末を学習の目的以外に利用しない、させないこと。
- ☐ 貸与端末を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸、営利目的の活動に利用しない、させないこと。
- ☐ 貸与端末に破損または紛失が発生した場合、破損から 1 か月以内に学校長へ端末亡失・損傷届（様式 4 号）を届け出ること。
- ☐ 貸与端末に対してソフトウェアのインストール、アンインストールを行わないこと。
- ☐ 貸与端末に個人情報等の重要なデータを保存しない・させないこと。
- ☐ 貸与端末のセキュリティに係る情報を他者に漏らさないこと。
- ☐ 貸与端末を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えないこと。
- ☐ 貸与端末の管理に関して、学校からの指示にはすべて従うこと。

4 損害賠償事由

以下事項に該当する場合、発生した損害を賠償する責を負うことを確認し、□欄に☑を付けてください。

- ☐ 故意または重過失による端末の破損や紛失が発生した場合の費用
- ☐ 学習の目的または教師による指示以外の私的利用で発生した費用
- ☐ 目的外利用により第三者に損害が発生した場合の費用
- ☐ 故意または重過失により端末の現品または修理による弁償が発生した際、豊見城市教育委員会指定の機種または指定修理業者にて原状に復すること。
- ☐ 破損または紛失が発生したとき、1 か月以上学校長へ報告をしなかった場合、故意または重過失でなくとも弁償する責が発生すること。

以上